

■四ツ谷のげんばから■

「本籍地が思い出せない・・・」

とある福祉事務所の職員(ケースワーカー)さんからお電話をいただきました。

- ・ Aさん(70歳代・一人暮らし)は長年にわたり路上生活を送ってきましたが、体力的に厳しくなってきたので、生活保護受給申請を行いました。
- ・ Aさんが介護保険制度の利用をしようとしたところ、住民票所在地も本籍地も不明なので受け付けられないと言われてしまいました。
- ・ Aさんは、認知症で過去のことが思い出せず、本籍地はもちろん、住民票所在地も全く分からないとのこと。ケースワーカーは、生活歴を聴き取り、Aさんが住んでいた覚えがある市区町村へ本籍や住民票の照会を行いました。いずれも不明との回答でした。
- ・ ケースワーカーは、何か手段はないかと、法テラスのホットラインを利用しました。

Aさんのように、本籍地が全く分からない場合、就籍許可の審判により、新しい戸籍を作成できる可能性があります。

就籍許可の審判とは、家庭裁判所に申立てをして、新しく戸籍を作る許可をもらう手続きです。記憶喪失等により本籍地が全く分からない場合でも、申立ては可能です。就籍許可の審判を経た上で、無戸籍の方が、市区町村の戸籍窓口に必要な書類を提出することによって、無戸籍の方の新戸籍が作られます。

Aさんは、どうしても本籍地を思い出せず、調査をしても本籍地がわからなかったため、就籍許可の審判を申し立てることにしました。そして、Aさんは、無事、就籍許可の審判を経て、新しい戸籍を作成することができました。

“こんなとき、どうしたらいいんだろう”と思われましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

<このお話は実例を参考にしたフィクションです。>

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み²がありましたら、ぜひご利用ください(ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください)。

- ご利用時間帯 平日 10:00~17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ ご本人(被支援者様)からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/> をご参照ください。

² 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

